

# 岐阜県公報

## 目 次

### 公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ペー  
ジ

号 外 (一) 平 成 二 十 二 年 一 月 十 二 日

## 公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、岐阜県都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 日時及び場所

区都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
岐 阜	平成二十二年二月四日 (木) 午後六時から	岐阜市橋本町二丁目 一〇番地二三 ハートフルスクエア G大研修室	岐 阜 瑞 穂 本 巣 岐 北 笠 松 南 穂 方 町 市 市 市 町

(注) 岐阜県都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の公聴会と同時開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要  
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる  
ときは翌日

平成二十二年一月十二日



緑地	工業地域	
	一般工業地	拠点的工業地
木曾川、長良川、揖斐川、金華山等のまとまった緑地	長良川以南の住・商・工が共存する地域	周辺環境と調和した工業地 水と緑の空間
		びJR東海道本線周辺、瑞穂市の(都)合渡下生津線周辺並びに岐阜市内の流通業務団地、岐南インターチェンジの南部地域、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺の地域及び(都)東海環状自動車道等の高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域 交通利便性を活かし、効率的・機能的な生産環境を備えた工業地

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。

- (一) 市街地の周辺には、土地利用転換が比較的容易な平坦な地形の地域が広がっている中、世帯数増加による宅地需要や幹線道路沿道における商業施設の立地が進むことが考えられること。
- (二) 岐阜県の中心都市として、今後とも都市施設の整備を積極的に進める必要があること。
- (三) 都市整備にあたっては、既成市街地の再構築を優先しつつ、限られた財源で効率的・重点的な整備を進めるため、市街地の区域を明確に示していくことが必要であること。
- (四) 市街化圧力が今後とも継続すると見込まれる中、市街地周辺の自然的環境が無秩序に侵食されることのないよう、適切な土地利用の制御策をとることが必要であること。
- (五) 新たな都市機能の立地が想定される幹線道路沿線地域や東海環状自動車道インターチェンジ周辺等では、自然的環境の保全と都市的土地利用の計画的誘導が必要であること。

2 区域区分を定める際の方針

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

- (一) 人口及び産業の見通し並びに市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。
  - (二) 平成三十二年時点での市街化区域面積は、おおむね一万八千三百四十四ヘクタールとする。
  - (1) 低層住宅地では、市街地外縁部及び計画的に整備された住宅地及び土地利用の混在の少ない住宅地において、低層戸建住宅を中心とする良好な居住環境の維持及び形成を図る。
  - (2) 一般住宅地では、中高層住宅をはじめ、日常生活の利便性を支える施設等の立地を許容する。
  - (3) 長良川以南の工場等が混在する住宅地では、住居系土地利用への純化を促進する一方、地域の状況に応じ、生産環境を保護しながら居住環境の向上を図る。
  - (4) (都)環状線の内側に位置する住宅地、特に中心商業地に隣接する地域では、利便性の高い居住地として中高層住宅を誘導し、金華山に隣接する地域や長良川流域沿いの景観形成を図る区域においては、自然景観や眺望景観などに配慮した建築物の立地を誘導する。
  - (5) 北方町の円鏡寺の周辺地区等歴史的景観を有する住宅地では、住環境と歴史資源との調和を図り、歴史的情緒の高い居住空間を形成する。
- (二) 商業系
- (1) 岐阜駅周辺及び柳ヶ瀬地区を中心とする地域では、商業業務機能の一層の集積を促進するとともに、都心居住の場として、商業業務機能と都心居住機能が共存する環境の形成を進める。
  - (2) JR西岐阜駅及び県庁周辺の副都心地区では、行政サービス施設、商業施設等の立地誘導を進める。
  - (3) 笠松町、瑞穂市の鉄道駅を中心とする地域では、「まちの顔」となる商業地の形成のため、商業機能等の集積を誘導する。
  - (4) 主要な幹線道路沿道では、周辺の環境と調和のとれた沿道型商業地の形成を誘導する。
  - (5) 都市機能の均衡ある配置を目指す観点から、中心市街地及び地域の拠点地区

等を大規模集客施設立地エリアに設定する。

中心市街地

岐阜駅周辺地区から柳ヶ瀬地区にかけての地域

地域の拠点地区等

(都) 環状線近傍の正木地区、(都) 徹明西部線沿線の加納神明地区、(都) 岐阜南濃線沿線の柳津町丸野地区及び瑞穂市犀川地区

(三) 工業系

(1) まとまった工業地が形成されている地域では、機能的で効率的な生産環境の維持及び向上を図る。

(2) 岐阜インターチェンジ南部地域や岐阜各務原インターチェンジ周辺地域では周辺の居住環境との調和に努めつつ、既存工業地の生産環境の向上と工業流通機能の計画的な集積を進める。

(3) 本区域南部の岐阜流通業務団地では、流通業務機能の一層の充実を図る。

(4) (都) 東海環状自動車道等の高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域では優れた立地特性を活かしながら、物流・サービス・生産機能の計画的な集積を図る。

(5) 長良川以南の工場、住宅及び商業・業務施設が混在する地域のうち土地利用の純化が困難な地域については、住・商・工が共存する複合地区として、それぞれの環境向上に努める。

四 緑地等

(1) 市街化区域に残された地域の歴史的・文化的背景を有する緑地、地域のシンボルとなる緑地、維持すべき都市の風致あるいは歴史的風致等については、積極的な保全を図る。

(2) 市街地周辺の水田、果樹園等のまとまった優良農地については、原則として保全する。

五 その他

(1) 市街地外では、集約型都市構造の実現に向け、原則として開発は抑制する。

(2) 集落地域では、市街地に隣接又は近接している地域で、自然環境や営農環境に配慮され、周辺の市街化を促進する恐れのない場合にあつては、必要に応じた公共施設の整備を行う。

(3) (都) 東海環状自動車道等の高規格幹線道路のインターチェンジ周辺及び

(都) 岐阜大須線をはじめとする主要幹線道路等の沿道にあつては、農林漁業に関する土地利用との調整を図つた上で、広域道路網による交通利便性を有効に活用した、周辺への市街地拡大を誘発する恐れのない工業機能、物流機能等の計画的な開発については許容する。

(4) 瑞穂市の犀川堤外地においては、土地区画整理事業の土地利用方針に基づき、良好な市街地の形成を図る。

(5) 市街地に隣接又は近接する農業地域では、乱開発防止に配慮して、緑多い優良な田園居住地域の保全に努める。

(6) 岐阜大学及び岐阜大学付属病院が立地する学術・研究拠点等、当該公共施設と併せて良好な街区を形成し、その拠点地域にふさわしい土地利用を計画的に誘導する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 全国的な物資及び人の交流の活発化を促すため広域的道路網の充実を図る。

(2) 中心部の放射環状型の道路網や地域相互を結ぶ道路の整備を促進し、一体の都市としての連携強化を図る。

(3) 連続立体交差事業については、名鉄名古屋本線の早期事業着工、名鉄各務原線の事業着手を目指し、JR岐阜駅と名鉄岐阜駅間の利便性を高め、交通拠点としての機能強化を図る。

(4) 地域の拠点・顔としての駅前広場並びに円滑な都市活動のための計画的な駐車場及び駐輪場の整備を促進する。

(5) パーク・アンド・ライドが可能な複合的トランジットセンターや自転車道ネットワークの形成を図る。

(6) 道路の整備水準の目標は、市街地内における主要な都市計画道路の延長をおおむね二四キロメートルとする。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道の整備は、岐阜市、岐阜南町、笠松町及び北方町で進められており、市街地の動向を踏まえて、効率的な整備と処理区域の拡大を図る。

(2) 市街地内の雨水排除については、緊急度の高い地区を重点的に公共下水道等の整備を進める。

(3) 治水整備については、流域の保水・遊水機能の適切な保全を推進し、総合的

な治水対策を進めるとともに、公園・緑地や街路等と一体となった水と緑のネットワークの構築により、良好な水環境の形成を図る。

(4) 公共下水道の整備水準の目標は、岐阜市は平成二十五年で普及率九十八パーセント、北方町は平成二十七年完成、笠松町及び岐南町は平成二十七年に市街化区域全域の整備を完成することを目標とする。

(5) 河川の整備水準の目標は、施設整備の現状を考慮し、国が管理する木曾川等については、それぞれが目標とする治水安全度に応じて整備を進める。

### 3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。

(二) 中心市街地においては、高次都市機能を備えた安全かつ魅力あふれる市街地の形成を図るため、市街地再開発事業等を推進し、既存商業地の再整備、拠点にふさわしい商業核の再整備及び都心居住の促進を図る。

(三) 密集住宅市街地では、生活環境改善及び防災性向上のため、可能な限り面的整備により、都市基盤と一体となった街区の更新を図る。

(四) 市街化区域内の未利用地混在地区では、良好な市街地の環境を形成するため、地区の状況等を勘案して、土地区画整理事業の実施あるいは地区計画の導入によって土地利用の整序を図る。

### 4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

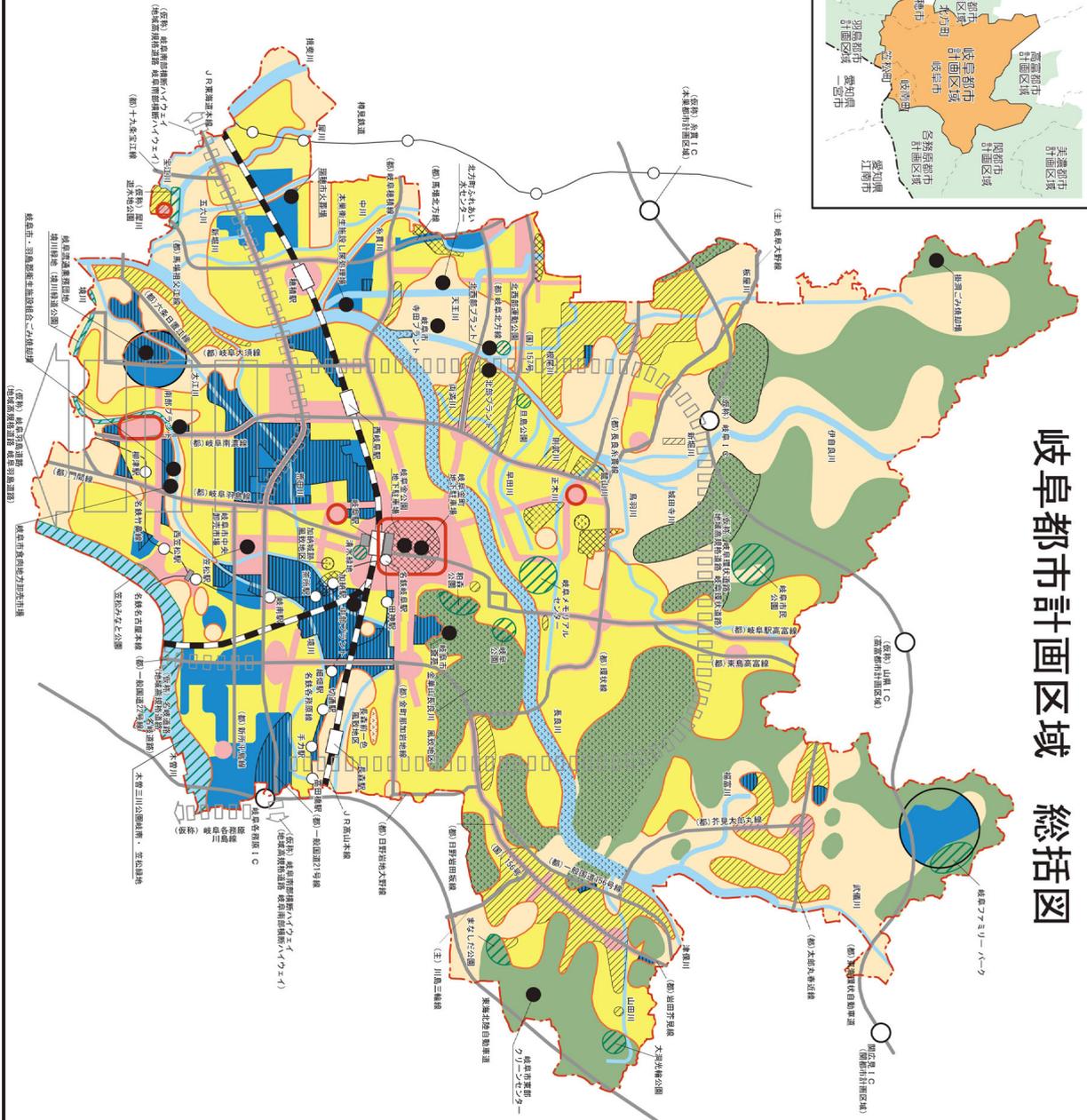
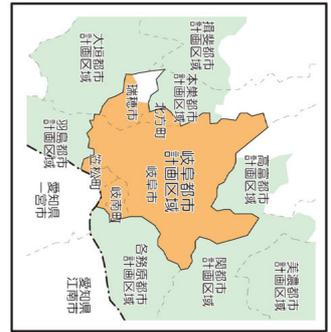
(一) 木曾川、長良川、揖斐川等をはじめとする大小の河川及び金華山、百々ヶ峰、御望山等の樹林地は、良好な市街地後背の自然緑地として保全を図る。

(二) 地域の個性を活かした都市づくりを進めるために、歴史的・文化的資源の保全を図り、これらを活用した景観形成を図る。

(三) 都市施設としての公共空地の面積の目標は、都市計画区域人口一人当たりの面積八・二平方メートルとする。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

岐阜都市計画区域 総括図



岐阜都市計画区域総括図 凡例

	都市計画区域境界
	市街地(市街化区域)
	主要な道路
	主要な道路(構想)
	駅前広場
	鉄道
	主要な河川
	主要な公園・緑地等
	その他の主要な都市施設
	住居系
	商業系
	工業系
	風致地区
	農地、集落他
	森林他
	市街地開発事業
	地区計画
	地区計画(予定)
	大規模集客施設について
	大規模集客施設立地エリア
	大規模集客施設立地規制地区

大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域等に指定されている場合(特別用途地域制による制限は除く)
- ・他に広域調整手続きを行い、都市計画を決定した場合

別記二

公述申出書

平成22年 1月12日付けで岐阜県公報に登載された岐阜都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年 1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様  
公述申出人  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
TEL  
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、岐阜都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
岐 阜	平成二十二年二月四日 (木) 午後六時から	岐阜市橋本町二丁目 一〇番地二三 ハートフルスクエア G大研修室	岐 阜 市 瑞 穂 市 本 巢 市 岐 南 市 笠 松 町 北 方 町

(注) 岐阜都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年一月十二日（火）から同月二十六日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年一月二十六日(火)までに 千五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある等の場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五)、

岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課又は北方町都市環境農政課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を中止する。その場合県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

岐阜都市計画区域内の人口は今後減少傾向になることが予測されているが、一方で周辺地域での人口の増加は少なくとも平成三十二年までは継続することや、一世帯当たりの人員の減少に伴う世帯数の増加が予測されている。このような状況を踏まえ、北方町においては人口増加が大きく市街化区域内農地が少ない状況であることから、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため区域区分の変更を行うものである。

また、平成十六年二月一日に旧系貫町(一部が岐阜都市計画区域)、旧本巣町、旧真正町及び旧根尾村(都市計画区域外)が町村合併したことにより、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、旧系貫町の一部を岐阜都市計画区域から分離し、旧系貫町及び旧真正町並びに旧本巣町の一部(中部圏開発整備法に基づく都市開発区域)において本巣都市計画区域を新設するが、これに伴う区域区分の変更を行

う。

併せて平成二十一年十月三十一日に瑞穂市、大垣市及び安八町間で行政区境界の変更が行われたが、これに伴う都市計画区域及び区域区分の変更を行う。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行う。

1 人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を取り入れ、市街化区域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適切に収容できるよう変更を行う。

2 市街化区域の編入は、計画的な市街地整備が見込まれる新市街地において行う。

3 市町合併等を理由とした都市計画区域の変更に伴って、区域区分の変更を行う。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入及び除外、市街化調整区域の編入及び除外を行う。

1 市街化区域編入予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	編入理由
1	高屋西部	一九・二	土地区画整理事業の実施

2 市街化区域除外予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	除外理由
2	本巣市市街化区域	一四八・二	都市計画区域の除外

3 市街化調整区域編入予定箇所

箇所番号	地区名	面積(㎡)	編入理由
3	瑞穂市市街化調整区域	九・六	行政区境界の変更

4 市街化調整区域除外予定箇所

箇所番号	地 区 名	面 積 (㊧)	除 外 理 由
4	本県市市街化調整区域	六六三・八	都市計画区域の除外
5	大垣市市街化調整区域	九・〇	行政区境界の変更

四 本都市計画区域における都市計画の目標を平成三十二年とし、近年の人口、産業の動向等を勘案して次のとおり想定した。

人 口	工業出荷額	卸小売販売額	市街化区域面積
おおむね四六一、三千人	約五、五四〇億円	約三、七五六億円	おおむね一〇、八三四㊧

五 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。



別記二

公述申出書

平成22年1月12日付けで岐阜県公報に登載された岐阜都市計画区域区分の都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。  
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年一月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社